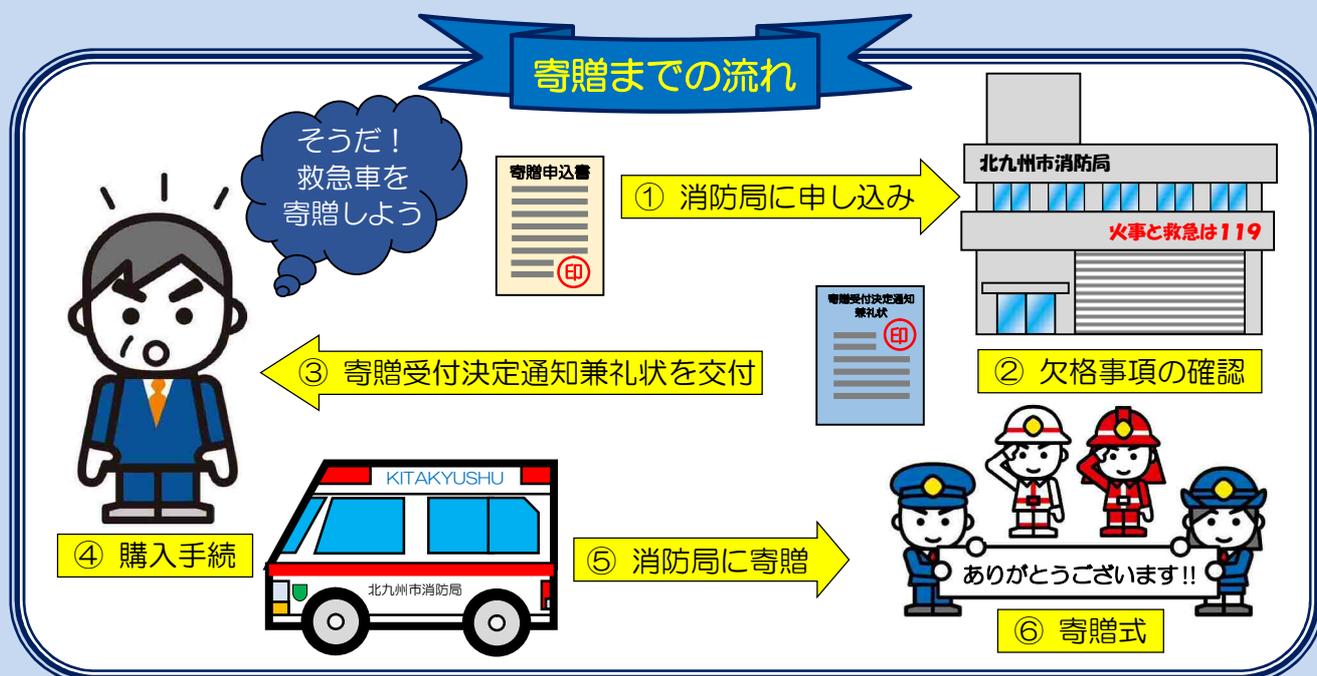




救急車の寄贈について

北九州市消防局では、市民の皆様から「救急車」を寄贈していただく場合、使用期限が過ぎる「救急車」の代わりとして配置し、本市の救急行政にご活用させていただきます。

また、寄贈していただいた「救急車」には、ご希望により寄贈者のお名前やニックネーム等を記載することができます。



注意事項（以下の点にご注意ください）

- 1 救急車現品を寄贈していただいています。（購入金ではありません。）
救急車の仕様や購入方法等については、消防局からアドバイスさせていただきます。
- 2 使用期限が過ぎる救急車の代替車両として配置するため、救急隊が増えるわけではありません。
- 3 寄贈された年度から、最長7年間使用し、その後は北九州市会計規則に基づき処理させていただきます。
- 4 事前に北九州市暴力団排除条例及び納税に関する照会をさせていただきます。
- 5 救急車に名前やニックネーム等の記載を希望する場合は、条例等に基づき実施します。

皆様の善意を本市の救急行政に反映させるため、大切に使用させていただきます。



《お申込み・お問い合わせ》

北九州市消防局 総務部総務課

〒803-8509 北九州市小倉北区大手町3番9号

電話：093-582-3802 ファックス：093-592-6898

北九州市消防局

検索

詳しくはお問い合わせください